

令和8年4月21日 島根県報第712号において掲載を省略した保護に関する指針一覧

島根県告示第712号

「4. 特別保護地区の保護に関する指針」

名称	所在地	区域の詳細	面積(ha)	指定区分	指定目的	存続期間	保護管理方針	備考
断魚溪 特別保護地区	邑智郡邑南町	邑智郡邑南町断魚溪内嫁ヶ淵を起点とし、板山谷を上ること300m。同地域から北に向かい、更に小稜線を北進し濁川に至る。同地点から邑南町道断魚トンネル線断魚トンネル南口に上り、同地点より同町道を前記起点と最短地点まで南進し、前記起点と結んだ区域内とする。	20.00	身近な鳥獣生息地	当該地域は断魚溪・観音滝県立自然公園内に位置し、国の名勝にも指定されているため、年間を通じて観光客が訪れる。そのため、鳥獣等自然との触れ合いの場として最適であり、引き続き鳥獣保護区特別保護地区として保全していく必要がある。	R8.11.1 ~ R18.10.31	この区域の生息環境を適切に保持し、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。鳥獣の生息に影響のない範囲で自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用する。	再指定
千丈溪 特別保護地区	江津市、邑智郡邑南町	江津市桜江町江尾地内にある、千丈溪県立自然公園の中国自然歩道を日和川の上流に沿って進み、最初の滝である三三の滝を起点とし、同起点を北東進し、林道千丈溪線に至り、同林道から稜線沿いに東北東へ約700m進む。その後約500m南進し、江津市桜江町と邑南町との市町界に至り、同地点より稜線上に約300m東進した後、小稜線を日和川まで南進し、同川左岸を約500m下り、同地点から稜線上に約500m南西進し、同地点から稜線上に約300m北西進し、邑南町と江津市桜江町との市町界に至る。同地点から稜線沿いに約800m北西進し日和川に至り、同川下流へ約100m北西進し、前記起点と結んだ区域内とする。	61.00	森林鳥獣生息地	当該地域は、千丈溪県立自然公園内に位置し、国の名勝にも指定されており、野生鳥獣の生息及び繁殖に適した環境であるため、引き続き鳥獣保護区特別保護地区として保全していく必要がある。	R8.11.1 ~ R18.10.31	定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、現状の環境を改変することなく保全することとする。	再指定
匹見峡 特別保護地区	益田市	匹見鳥獣保護区内において、匹見川(匹見峡)小虫谷入口から同川上流のアザミ橋まで(約2.8kmの間)の河川中央から両岸150m以内の区域内とする。但し独立行政法人森林総合研究所造林地については造林地を除く。	73	森林鳥獣生息地	当該地は、西中国山地国定公園に指定されており、また、表匹見峡とも呼ばれ、断崖絶壁が切り立つ屏風ヶ淵などの奇勝が連続しているため年間を通じて相当数の観光客が訪れる。また、植生、林相など野生鳥獣の生息・繁殖に最適な環境であり、自然とのふれあいの場として引き続き鳥獣保護区特別保護地区として保全していく必要がある。	R8.11.1 ~ R18.10.31	当該区域の保護管理については、鳥獣保護管理員を中心に区域の巡回を定期的に行うとともに、現状の環境を改変することなく保全することとする。	再指定